

とちぎ社労士 No.151



栃木市との包括連携協定締結式

- ★年頭挨拶
- ★「社労士の日」講演会交流会
- ★スキルアップ研修会
- ★安全管理研修会
- ★県東支部研修会・県西支部研修会
- ★県南支部研修会
- 社労士の広告が走っています
- ★栃木市との包括連携協定締結式
- ★県東支部交流会・県西支部交流会
- 県南支部交流会・女性交流会
- ★ハラスメントに関するガイドライン
- ★新入会員紹介・事務局だより・編集後記

栃木県
社会保険
労務士会
URL



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <https://www.tochigi-sr.jp/>
発行人 田邊勇輝

年頭挨拶

会長 田邊 勇輝



会員の皆様、あけましておめでとうございます。新たな年の初めを迎え、健やかに過ごしのことと、お慶び申し上げます。

昨年一年間、会の運営にご理解とご協力を賜りましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年のわが国では、経済が着実に回復し、新たな局面を迎えた一年となりました。

多くの産業で業況が改善し、こうした動きを受けて、大企業を中心に収益が好調で、春闘では33年ぶりとなる賃上げが実現しています。また、これまで高騰してきた物価もようやく落ち着きつつあり、消費意欲も改善の兆しが見られています。このように、わが国経済はいよいよ新たな成長局面に向けて動き始めています。次の春闘でも、昨年に見劣りしない賃上げが予想されます。多くの企業が従業員の待遇改善に積極的に取り組んでおり、政府も、最低賃金をこれまで以上に引き上げる考えを表明しています。

ここで、昨年の社労士関連のニュースに目を向けてみますと、まずは、3月に働き方改革関連法の時間外労働の上限規制の猶予措置が終了し、4月以降は、建設業やトラック運転手などの自動車運転の業務、医師などの業務において、時間外労働の上限規制が適用されました。10月には社会保険適用拡大の対象が企業規模51名以上に引き下げられ、12月にはこれまでの健康保険証の発行が廃止され、マイナ保険証への本格移行が始まりました。これらが代表するように昨年は多岐にわたる社労士の業務に関連する大きな変動があり、改めて、社会全体に社労士の知名度は向上したのではないのでしょうか。そして、2025年の今年、育児休業関連、雇用保険関連の法改正が相次いで施行されていきます。これらについてもやはり社労士の深く関与する業務になりますので、我々、社労士としても顧客や労働者からの相談や要望に関してしっかりと対応できるように知識の研鑽が求められています。

昨年の当会においては、令和6年度の事業計画の実進を進め、ひとつは行政機関との連携推進により栃木市との包括連携協定を締結しました。現在もその他行政機関との連携を進めるべく、継続して活動しています。また、同じく連携推進を目的に社労士の日交流会を実施し、栃木県知事を初めとする各労働行政機関の長や他士業の長をお招きし、当会との連携推進をアピールしました。また、開業歴の浅い会員を中心にテイクオフサポート事業を展開し、顧客開拓や事務所運営など開業当初の悩みを解消する機会を作りました。このように昨年より新しい事業を展開するなかで、当会会員の認知度向上、地位向上のための施策は様々な変化の過程にあります。こうした変化は組織体制にも言えることであり、従来の考えに拘泥しない柔軟な姿勢で次年度以降に引き続き展開を検討していくところです。

ところで、今年の干支は、「乙巳」です。「乙（きのと）」は困難があっても紆余曲折しながら進むことや、しなやかに伸びる草木を表しています。「巳（み）」は蛇のイメージから「再生と変化」を意味します。当会も本年の干支にあやかって、しなやかに、したたかに、再生と変化の道を歩んでいける組織でありたいと願ってやみません。

結びに、本年が会員の皆様にとって、より良き年となりますことを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

「社労士の日」講演会交流会

令和6年12月3日(火)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、栃木ゴールデンブレーブス前監督・寺内崇幸氏を講師としてお招きし、「社労士の日」講演会（第1部）が開催されました。「チームの力、個の力」をテーマとして講話され、49名の会員が受講しました。その後、「社労士の日」交流会（第2部）が催され、田邊会長の挨拶の後、来賓（栃木県知事：福田富一様、栃木労働局長：川口秀人様、宇都宮西年金事務所所長：皆川直克様、全国健康保険協会栃木支部長：宮崎務様、全国社会保険労務士会連合会副会長：寺田晃様）からの挨拶をいただきました。当会としては、「社労士」の知名度向上及び、行政機関、使用者団体、他士業その他関連団体との関係深化のため、今年度より新たな取り組みとして実施しました。



崇幸氏



寺田連合会副会長



福田知事



寺内様



田邊会長

スキルアップ研修会

令和6年10月15日(火)、宇都宮市文化会館において、社会保険労務士事務所フェリシアンズ代表：堀川真也氏（神奈川会）を講師としてお招きし、スキルアップ研修会が開催されました。「社労士事務所をまもる情報セキュリティ対策」をテーマとして講話され、28名の会員（内、WEB参加14名）が受講しました。



情報セキュリティ・スキルアップ研修会に参加して

県南支部 川村 貴弘

令和6年10月15日に宇都宮市文化会館で行われた情報セキュリティ・スキルアップ研修会に参加しました。研修において、情報漏えいには様々なケースで起こりえることで金銭の損失、顧客の喪失、業務の停滞、従業員への影響など被る不利益があり、セキュリティに強いと思われる企業でも発生し毎日のように情報漏えい事件が発生していると知り自分自身としても事務所の存続の危機に関わり他人事ではないと感じました。またパソコン等情報機器はなくてはならないものになっておりますが業務を行い続ける際にデータ漏えい／消失／人質、ホームページ改ざん、破壊活動、なりすましフィッシングなどの脅威は避けられず、感染経路に関してはメール（標的型メール）、各種記憶媒体からの感染、インターネットによる感染、ネットワークによる感染、スマホの充電、空港やカフェなどのUSB充電口を使わないなどもあり事例でのHTMLメール型、テキストメール型は気づきにくいと思いました。またパソコンのUSBポートにウイルス入りの機器を接続した場合、パソコンと接続するだけでウイルスに感染することがあり、スマホにパソコンに感染するウイルスが入っていたらスマホはUSBメモリと同じ動作を行うみたいなので感染し、インターネットによる感染もあるので業務用パソコンで業務外のネットアクセスは人的操作以外方法がないのでアクセスを行わないなど、改めて情報漏えいについて勉強になりました。では、情報漏えいさせないためにはWindows Defenderまたはセキュリティソフトは必要だが100%ではないのでEDR、UTMなど様々な防御のための対応があり勉強になりました。また、標的型メール型への対策では標的型メール訓練の実施、各種記憶媒体からの感染防止では繋がらないが一番、脆弱性・ウイルス防御の対策では更新で最新にしておくなどの対策があり勉強になりました。パスワードの管理においては、不正アクセスを防止するためパスワード使い回しは危険なため使い回しをせず、すべてのパスワードを記憶できるように自分なりのパスワード作成のアルゴリズムをもつことは驚きました。パスワード管理が多くなった時には対応できるようにしたいと思いました。紛失盗難の対策では持ち出すパソコンには最低限のデータのみにしたり、スマホでは紛失時のフローチャートを作り危機管理を行ったり、使用規程の整備と監視体制での対応まで行ないリスクを防ぐのは大変だと思いました。これからの事務所を守るためには秘密情報・個人情報等の管理方法を定め情報漏えいのリスクを理解し業務にあたる必要があると実感しました。研修において情報漏えい、その他パソコン事件・事故は人災についてはこれからの事務所を守るために対策を開始し自分自身が研修を通じて継続して学び続けていくことが必要だと改めて思いました。

安全管理研修会に参加して

令和6年11月5日(火)、パーティとちぎ男女共同参画センターにおいて、今年度の安全管理研修会が開催されました。第1部は、「ビジネスと人権 社労士の果たす役割」をテーマに、全国社会保険労務士連合会副会長：河村卓氏（東京会）の講話を、第2部は、「社労士に求められる 新時代のハラスメント対応」をテーマに、東京駿河台法律事務所弁護士：坪由美子氏による講話をいただき、会員50名（うち、WEB参加29名）が受講しました。

県東支部 中北 明

令和6年11月5日にパーティとちぎ男女共同参画センターで開催されました安全管理研修会に参加させていただきました。

第1部は全国社会保険労務士会連合会副会長：河村卓先生による「ビジネスと人権 社労士の果たす役割」についてでした。

人権が非常に重要なことであることは理解していますが、それがどのようにビジネスに、そして社労士として役割を果たしていけばいいのか正直なところあまりイメージが湧かないまま研修に参加しました。

近頃、人手不足により採用が思うようにいかないということをニュースなどで見聞きします。原因としては賃金や働き方等様々な要因がありますが、河村先生のお話の中で「人権尊重経営ができなければ採用が困難」というものがありました。確かに、世界人権宣言の中でも生活賃金が基本的人権のひとつとして定められていますし、基本的人権を尊重していない企業には優秀な人材は集まりません。

また、サプライチェーンにおける人権リスクのお話もありました。技術畑を歩んできた私にとっては、サプライチェーンリスク＝モノ（電子機器等）に対するものと思っていましたが、人権に関するサプライチェーンリスクがあることを知り、これがビジネスに影響すること、そしてこのリスクをできるだけ排除するために社労士の役割が非常に重要であることが理解できました。

第2部は東京駿河台法律事務所の坪由美子先生による「社労士に求められる新時代のハラスメント対応」についてでした。私自身、勤務先においてハラスメント相談員となっていますが、（これはいいことなのかもしれませんが）ほとんど相談がないことから、現場で対応されている坪先生の話が聞けるのを非常に楽しみにしていました。

特に印象に残っているのは、パワハラと指導の線引きについてです。これまでも私は勤務先において「パワハラと指導は違う、必要な指導は躊躇せず」と言ってきましたが、ではその線引きは？と聞かれるとなかなか明確な答えを出すことができませんでした。今回の研修会で坪先生が「パワハラは人に対するもの、指導は行為に対するもの」というお話をしていただいたおかげで今後は明確に答えることができそうです。

また、グループディスカッションでは非常に短時間ではありましたが、現場で活躍されている先生方の話を聞くことができ、とても有意義な時間でした。

今回の安全管理研修会は入会后初めて参加した研修会でした。私自身、社労士としてはまだまだ未熟ですが、今後もこのような研修会に積極的に参加させていただき、社労士として少しずつ成長していけたらと思います。

なお余談ですが、ディスカッションの際に私のグループに田邊会長がいらっしゃり、初めての研修会で同じグループでディスカッションできたことは忘れられない出来事になりそうです。



県東支部研修会

令和6年10月31日(木)、とちぎ産業交流センターにおいて、社会保険労務士法人名南経営代表：大津章敬氏（愛知会）を講師としてお招きし、県東支部研修会が開催されました。「歴史的な賃上げと人手不足で加速する人事制度構築ニーズへの具体的対応」をテーマとして講話され、33名の会員が受講しました。



県西支部研修会

令和6年12月5日(木)、栃木県教育会館において、A B社労士事務所代表：阿部知佳氏（東京会）を講師としてお招きし、県西支部研修会が開催されました。「ゼロから始める介護職員等処遇改善加算の実務」をテーマとして講話され、32名の会員が受講しました。



県南支部研修会

県南支部研修会が令和6年12月13日13時30分より、栃木商工会議所大ホールにて開催されました。

第1部として「まだ使えるキャリアアップ助成金」をテーマに、大山裕司会員、源田裕久会員に講演をいただき、続いて「キャリアアップ助成金の事例紹介（受理されないケース）」のテーマで須藤忠良会員から講演いただきました。質疑応答、休憩をはさんで第2部は「会員間での談話（フリートーキング）」ということで、2つの分科会に分かれ会員同士の困りごと相談などを話し合いました。

今回の研修会の出席者は42名、研修会後の懇親会へも24名の参加を頂きました。



社労士の広告が走っています

お気づきの会員の方もいらっしゃるかもしれませんが、令和6年12月15日から関東バスの背面に社労士の広告が掲載されたバスが3台走っています。運行路線は、以下の通りですので是非見つけてみてください。

①駒生営業所管轄（車両1376）

- 宝木団地～宇都宮駅西口経由～奈坪台中央～宇都宮駅西口経由～宝木団地
- 細谷車庫～和尚塚経由～宇都宮駅西口～和尚塚経由～細谷車庫
- 細谷車庫～清住経由～宇都宮駅西口～清住経由～細谷車庫

②小山営業所管轄（車両1025）

- 石橋車庫～宇都宮駅西口～石橋車庫
- 石橋車庫～上三川経由～真岡車庫～上三川経由～石橋車庫
- 上古山～宇都宮駅西口～上古山

③鹿沼営業所管轄（車両1024）

- 鹿沼営業所～長坂（一部は宇短大経由）～宇都宮駅西口～長坂～鹿沼営業所



栃木市との包括連携協定締結式

栃木市と栃木県社会保険労務士会との包括連携協定締結式が、令和6年12月16日13時30分より栃木市役所内市長公室において執り行われました。栃木市からは大川市長、増山副市長、高野産業振興部長、当会からは田邊会長、小玉副会長、斎藤専務が出席しました。糸井商工振興課長の進行のもと、締結式は進められ、包括連携協定に双方が署名して無事締結が完了いたしました。



栃木市と栃木県社会保険労務士会との包括連携に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、栃木市中小企業・小規模事業者の振興に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携し、協力して取り組みを進めることで、栃木市内の中小企業・小規模事業者の雇用や職場環境に関する経営課題の解消を促進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 人材の雇用、定着の促進に関すること
 - (2) 人材の育成、教育の支援に関すること
 - (3) 多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
 - (4) 働き方改革、女性活躍推進その他国の施策の推進に関すること
 - (5) ワークルール教育の普及に関すること
 - (6) 災害時における労働相談に関すること
 - (7) その他、本協定の目的に資すること
- 2 具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議のうえ、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組を実施するに当たり、相手方から知り得た秘密情報を第三者に開示し、または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（損害賠償）

第4条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に生じた損害の賠償は、乙の責任において行う。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し入れのないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年12月16日

甲：栃木県栃木市万町9-25
栃木市 市長

大川 秀子

乙：栃木県宇都宮市鶴田町3492-46
栃木県社会保険労務士会 会長

田邊 勇輝

県東支部交流会

9月27日(金)、宇都宮市東消防署にて、県東支部交流会が開催されました。消防署の施設や各種消防車両の説明を受けた後、訓練場において、特別救助隊員による迫力ある救助訓練を間近で見学させていただきました。また、救急隊員の指導のもと、胸骨圧迫（心臓マッサージ）やAEDの使用方法など、緊急時の救急処置についても学び、参加者からは、「心臓マッサージがこんなに大変だとは思わなかった」「大切な人のために訓練ができて良かった」など、非常に好評でした。



県西支部交流会

令和6年10月1日(火)、県西支部会員の親睦を深めるために、「LRTに乗って、カルビー工場を見学にいこう」という企画のもと、県西支部交流会が実施され、12名の会員が参加しました。



県南支部交流会

令和6年10月7日(日)県南支部の交流会が催されました。まず午前11時に佐野市田島町で営業している「第一酒造」（創業、延宝元年ー1673年ー、350年の歴史を持つ栃木県最古の蔵元・銘柄では開華が有名）に集合し、工場の見学をし、如何にして現在までサステナブルな経営をしてきたのか、そしてその魅力について学びました。それから、ホテルサンルート佐野に移動して、食事をしながら会員同士の親睦を深める交流会を行いました。当日は天候にも恵まれ（本当ならば9月1日に開催予定でしたがその日は台風のためやむなく延期…）23名の県南支部会員に集まっただき、有意義な交流会となりました。



女性交流会

令和6年10月9日(水)、アンジェロコート東京宇都宮店において、にぎやかに第7回女性会員交流会が開催されました。16名の会員が参加し、おいしい料理に舌鼓を打ちつつ、近況報告、仕事の悩み等、話に花が咲きました。



栃木県社会保険労務士会ハラスメントに関する ガイドラインの策定について

会長 田邊 勇輝

令和6年9月17日開催の理事会にて「栃木県社会保険労務士会ハラスメントに関するガイドライン」（以下、ガイドライン）が承認され、施行されています。同日に「ハラスメント防止規程」（以下、規程）も施行されています。規程は当会就業規則に付随する別規程であるのに対し、ガイドラインは会員の皆様への心がけを分かりやすく呼びかけたものとなります。また、規程は会員と事務局職員間のいわゆる労使の関係についての定めであるのに対し、ガイドラインはそれに加え、会員同士のハラスメント防止も視野に入れたものとされています。先に当会ホームページにはガイドラインをアップロードし、同様の取り組みを検討中の他県会様からお問い合わせもありました。特別なことが記載されているものではありませんが、繁忙の日常や何らかのきっかけで忘れがちなことなのかもしれません。ときどき読み返していただき、心の片隅に留めておいていただくと大変幸いに思います。

ハラスメントに関するガイドライン

1. このガイドラインは、栃木県社会保険労務士会に登録する全ての会員が、ハラスメント行為等の倫理に反する行為を行うことや、その行為により被害を受けることの防止を目的とするものである。
2. 会員は、お互いに人格を尊重し、ハラスメント対策の専門家として社会の範として信頼され続けるよう常に品位を保持し、会務その他会員間の交流の機会における態度・言動に注意を払うこと。
3. このガイドラインの対象者は、会員のみならず、事務局職員、派遣労働者、取引先社員等（以下「会員等」という）を含むものとする。
4. このガイドラインにおいて、ハラスメント行為等とは、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどハラスメントに該当する行為の全てを指す。
なお、各関連法令では主な対象を「事業主と労働者」としているが、このガイドラインでは会員等に置き換えて適用する。
また、パワーハラスメントに関しては、会員同士の関係が「優越的な地位」に該当しない場合でも、このガイドラインではパワーハラスメントとして取り扱う。
5. 会員は、自らのハラスメント行為の防止に努め、ハラスメントに該当する恐れのある状況に立ち会った会員は、事態の収拾に努めること。
6. 会員のハラスメント行為等に関する相談窓口は、専務理事または総務委員長とする。相談があった場合、専務理事または総務委員長は必要に応じ、理事会に報告する。
7. このガイドラインに違反した重大な行為に対しては、理事会の議を経て会則第44条および第45条に基づき、注意勧告および処分の対象となることがある。

以上